

福島県青少年健全育成条例の改正にあたっての
考え方について
(答 申)

平成19年1月23日

福島県青少年健全育成審議会

はじめに

次代の「ふくしま」を担う青少年が、夢と希望を持って自己実現を図り、心豊かにたくましく成長することは、県民すべての願いであり、そのための社会環境づくりに努めることは、県民一人一人に課せられた責務でもあります。

福島県青少年健全育成条例は、本県青少年の健全な育成を図ることを目的として昭和53年に制定され、本条例に基づき有害図書類の指定やその販売の制限が行われるとともに、平成16年には有害図書類の区分陳列に関する規定やインターネットの利用環境の整備規定が新設されるなど、社会環境の変化に応じて、適宜改正が行われてまいりました。

しかしながら、近年、残虐な内容のゲームソフトが流通するとともに、青少年に対する不健全な勧誘行為が行われ、さらには、新たな形態の深夜営業店舗が増加する中で、深夜はいかいで補導される青少年が増加するなど、青少年に関わる憂慮すべき新たな問題が生じており、これらの環境変化へ適切に対応することが求められております。

このため、平成18年11月29日に、福島県知事から本審議会に対して「福島県青少年健全育成条例の改正にあたっての考え方について」諮問があり、その審議を進めてまいりましたが、今回次のとおり答申を行うものであります。

平成19年1月23日

福島県青少年健全育成審議会

I 有害環境への対応について

1 有害興行、有害図書類及び有害がん具類等の有害指定要件等の見直し

現在流通している図書類の中には、現行の有害指定要件に該当する「著しく青少年の性的感情を刺激し、あるいは著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」のほかに、自殺や犯罪を肯定しこれらの行為に関する具体的な方法を示すなど、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものも見られる。

このため、興行、図書類等の有害指定要件に「著しく青少年の自殺または犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」を追加することは適当である。

また、現行の有害がん具類の指定要件のひとつである、「著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」については、より具体的でわかりやすくするため削除し、「犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの」を追加することは適当である。

さらに、これら有害指定要件の改正に伴い、興行主催者、図書類等販売業者等の自主規制要件を同様に改めることについても適当である。

2 有害指定に係る団体指定対象の追加

家庭用ゲーム機が急速に普及し、様々なゲームソフトが次々に販売される中、残虐な内容のものも多数見られ、青少年の健全な育成への悪影響が懸念される。

このため、ゲームソフト等の新たな情報媒体にも対応できるよう、有害指定に係る団体指定の対象を、従来の「ビデオテープ、ビデオディスク」から「図書類」に改めることは適当である。

3 「遊技営業等」の定義づけ及び青少年が立ち入る個室を設ける場合の見直し確保の義務づけ並びに罰則の新設

カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶等の営業については、深夜まで営業を行い、客に個室を提供するケースが多く、これらの場所において、飲酒又は喫煙等の不健全な行為が行われるおそれがある。

このため、これらの営業を「遊技営業等」と定義づけ、営業者等が室内を確認できるよう「青少年が立ち入る個室を設ける場合の見通しの確保を義務づける」とともに、「改善命令に違反した場合の罰則を設ける」ことは適当である。

II 青少年に対する不健全行為への対応について

1 青少年に対し入れ墨を施す行為の禁止及び罰則の新設

近年、入れ墨はタトゥーと呼ばれ、ファッション感覚で安易に入れられている状況が見られるが、入れ墨は、入れることは容易であっても除去するには多額の費用を要し、また、入場制限や就職時における社会的不利益を被るおそれがあるなど、発達段階にある青少年の心身に悪影響を与えることが懸念される。

このため、「青少年に入れ墨を施す行為を禁止するとともに、違反した場合の罰則を設ける」ことは適当である。

2 青少年を接待飲食等営業の客となるよう勧誘する行為等の禁止及び罰則の新設

県内の一部地域において、若い女性に対し、接待飲食業の客となるよう勧誘し、また、これらの営業において客の接待を行わせようとする勧誘行為等が、相手が18歳未満であるかどうかにかかわらず無差別に行われている状況が見られる。

このため、これらの行為により青少年が被害に遭わないよう「青少年に対する不健全な勧誘行為を禁止するとともに、違反した場合の罰則を設ける」ことは適当である。

3 場所の提供及び周旋の禁止対象行為の追加並びに罰則の新設

青少年の飲酒又は喫煙は、非行のきっかけとなりやすく、健康被害をもたらすが、この行為で補導される青少年が3年連続で1万人を超えている状況にある。

このため、社会全体でこれらの行為を看過、助長しない取組みが必要であり、そのひとつとして、場所の提供及び周旋の禁止行為の対象に、「入れ墨と飲酒又は喫煙を追加するとともに、違反した場合の罰則を設ける」ことは適当である。

III 青少年の深夜外出への対応

1 「深夜」とする時間帯の見直し

現行では、労働基準法における深夜就業規則を基本としながら、通勤等の時間を考慮して深夜の時間帯を午後11時から翌日の午前4時としているが、少年補導においては午後10時を基準にしており、また、県内カラオケボックス業界では、18歳未満の者の入場を午後10時までと自主規制している。

このため、18歳未満者の外出制限時間帯を明確にし、これらの取組みと整合性が図られるよう「深夜時間帯を午後10時から翌日の午前5時」に改めることは適当である。

2 青少年を深夜に連れ出す行為の禁止に係る罰則の新設

保護者以外の第三者による青少年の深夜連れ出し行為の禁止については、現行条例で罰則のない努力義務としているが、近年、深夜はいかいで補導される青少年が増加しており、この行為もその要因のひとつと考えられる。

このため、連れ出し行為を未然防止するための強化策として、「青少年を深夜に連れ出す行為の禁止に違反した場合の罰則を設ける」ことは適当である。

3 深夜に営業を行う者に対する、深夜外出青少年への帰宅を促す努力義務規定の新設

青少年の深夜外出は、不健全行為や不良行為を誘発するおそれがあり、また、犯罪に巻き込まれる危険性が潜在している。

特に、深夜営業店舗は、深夜に外出する青少年が集まりやすい場所であることから、深夜外出を助長することのないよう、「深夜に営業を行う者に対し、深夜に外出している青少年に帰宅を促す努力義務を設ける」ことは適当である。

4 深夜「遊技営業等の場所」に青少年を立ち入らせる行為の禁止及び罰則の新設

遊技営業等の場所は、深夜に外出する青少年が集まりやすい場所であり、特に、個室を提供することが多いことから、不健全行為や不良行為を誘発するおそれがある。

このため、「深夜に遊技営業等の場所へ青少年を立ち入らせる行為を禁止するとともに、違反した場合の罰則を設ける」ことは適当である。

IV その他

1 立ち入り調査対象場所の追加及び立ち入り調査員の拡充

遊技性や娯楽性が高いカラオケボックス等を「遊技営業等」と定義し、青少年を深夜に立ち入らせる行為を規制することなどに伴い、立入調査等の対象に、「遊技営業等の場所」を追加することは適当である。

また、「遊技営業等の場所」は、警察が行う少年補導の対象となっていることから、「警察職員が立入調査を行うことができるよう規定する」ことも適当である。

2 罰則の見直し

罰則については、これまでも適宜見直しが行われているが、全体的に他県と比較して低い状況にある。

このため、有害環境から青少年を保護し、本条例の適正な執行を担保できるよう、「罰則を引き上げる」ことは適当である。

なお、罰則の新設や引き上げにあたっては、他県での規定内容、罰則による抑止効果等を踏まえ適正な罰則となるよう配慮する必要がある。

V 今後の取り組みについて

本審議会では、県から諮問された事項について上記のとおり意見を取りまとめたが、その実効性を確保するため、関係業者をはじめ青少年やその保護者等広く県民の理解と協力が得られるよう、条例改正の趣旨やその内容について、積極的に広報啓発活動を行う必要がある。

また、本県の明日を担う青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、条例の適正な運用により社会環境の浄化を図るとともに、福島県青少年育成プランに基づき、保護者をはじめとする大人の意識改革や家庭の教育力の向上、さらには、自ら考え適切な行動が取れる青少年の育成に努めるなど、行政をはじめ、家庭、学校、地域等が緊密な連携のもと、社会全体で青少年を育む取り組みを一層推進されるよう期待する。